

## 岡崎市次世代自動車購入費補助金事務取扱要領

令和8年4月1日施行

岡崎市次世代自動車購入費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金交付に関する事務について、必要な事項を次のとおり定める。

（交付申請兼実績報告書等）

第1条 要綱第8条第1項に規定する岡崎市次世代自動車購入費補助金交付申請兼実績報告書及び必要な書類は、次に定めるところによる。

- (1) 岡崎市次世代自動車購入費補助金交付申請兼実績報告書 様式第1号
- (2) 要綱第8条第1項第3号に規定する岡崎市次世代自動車購入費補助金リース明細書 様式第2号

（交付決定兼額の確定通知書等）

第2条 要綱第9条第1項に規定する通知は、様式第3号により行うものとする。

- 2 要綱第9条第2項に規定する通知は、様式第4号により行うものとする。

（請求書）

第3条 要綱第10条第1項に規定する請求書は、様式第5号に定めるところによる。

（交付申請取下届出書）

第4条 要綱第11条に規定する岡崎市次世代自動車購入費補助金交付申請取下届出書は、様式第6号に定めるところによる。

（取得財産処分制限期間等）

第5条 要綱第12条第1項に規定する処分制限期間は、国庫補助金等の処分制限期間を勘案し、4年とする。

- 2 要綱第12条第3項に規定する岡崎市次世代自動車購入費補助金財産処分承認申請書は、様式第7号に定めるところによる。
- 3 要綱第12条第4項に規定する岡崎市次世代自動車購入費補助金財産処分承認通

知書は、様式第8号に定めるところによる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第6条 要綱第13条第2項に規定する通知は、様式第9号により行うものとする。

(地位承継届出書等)

第7条 要綱第14条第2項に規定する岡崎市次世代自動車購入費補助金地位承継届出書は、様式第10号に定めるところによる。

2 要綱第14条第3項に規定する通知は、様式第11号により行うものとする。